



貸切バス事業者のみなさまへ

行政処分等の基準が 厳しくなります

平成28年12月1日から施行

主な改正内容

監査関係

1. 運行中の車両について、街頭監査で違反があり、その場で是正できない場合、「**輸送の安全確保命令**」が発動され、是正するまでの間、**違反した車両が使用できなくなります**。また、指摘された違反をもとに、**30日以内**に事業者に対する**監査**を行い、法令違反の有無を確認します。
2. 以下の緊急を要する重大な法令違反が確認された場合は、「**輸送の安全確保命令**」が発動され、是正できるまでの間、違反事項と関係する**全ての車両が使用できなくなります**。この場合、**事業停止**の処分を受けることとなり、それでもなお、是正されない場合は、**許可取消**となります。
 - ① 運行管理者が**全く不在**(選任なし)の場合
 - ② 整備管理者が**全く不在**(選任なし)の場合であって、定期点検整備を**全く実施していない**場合
 - ③ **全ての運転者**が健康診断を**受診していない**場合
 - ④ 運転者に対して指導監督及び特別な指導を**全く実施していない**場合
3. 監査で「2.」以外の違反が確認された場合は、**30日以内**に是正状況を確認する**監査**を実施します。
4. 監査(1回目)において指摘した違反(軽重にかかわらず)が、確認監査(2回目)で一部でも改善が確認できない場合、「**輸送の安全確保命令**」が発動され、命令後に改善が確認(30日以内)できた場合は、**3日間の事業停止**、確認できない場合は、**許可取消**となります。

主な改正内容の続き

行政処分関係

1. 使用を停止させる車両数の割合が、**保有車両数の8割**になります。
(例)保有車両数 5両、処分100日車の場合 ⇒ 4両を25日間停止
2. 輸送の安全に係る違反の**処分量定を引き上げ**ます。
(主なもの)
 - ① 運賃料金届出違反 (現行)20日車 ⇒ (改正)**60日車**
 - ② 健康診断の未受診
【未受診者数】(現行)半数以上 10日車 ⇒ (改正)3名以上 **40日車**
 - ③ 適性診断の未受診
【受診なし2名以上】(現行) 10日車 ⇒ (改正) **40日車**
 - ④ 運転者への特別な指導・監督違反(運転者への教育関係)
【大部分不適切】(現行) 10日車 ⇒ (改正) **40日車**
 - ⑤ 各種記録類の改ざん・不実記載 (現行)30日車 ⇒ (改正)**60日車**
 - ⑥ 輸送の安全確保命令等各種の命令違反
(現行)60日車 ⇒ (改正)**許可取消**

等

運行管理者に対する行政処分関係

1. 繰り返し法令違反を是正しない事業者が**許可取消**となった場合、**勤務する運行管理者全員**に対し、**資格者証の返納**が命ぜられます。
2. 重大事故等を引き起こし監査を実施した結果、運行の安全確保に関わる量定が120日車以上となった場合、統括運行管理者だけでなく、違反に関わった**運行管理者全員**の**資格者証の返納**が命ぜられます。
3. 運行管理者が**飲酒運転又は薬物運転**した場合、**自家用車の運転**でも**資格者証の返納**が命ぜられます。